

○いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱

令和元年12月10日告示第93号

改正

令和4年3月31日告示第61号

いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱

(目的)

**第1条** この告示は、いすみ市内における太陽光発電設備の適正な設置に関し必要な事項を定めることにより、事業区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良質な生活環境、豊かな自然環境及び景観の保全を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光をエネルギー源とする発電設備及びその附属設備をいう。ただし、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業をいう。
- (3) 発電事業 太陽光発電設備による発電を行う事業をいう。
- (4) 事業区域 設置事業又は発電事業を行う一段の土地をいう。
- (5) 事業者 設置事業又は発電事業を実施しようとする者をいう。
- (6) 地域住民 事業区域を含む自治会の区域に居住する者をいう。
- (7) 近隣関係者 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者をいう。

(適用範囲)

**第3条** この告示の規定は、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備に係る設置事業について適用する。

(市の責務)

**第4条** 市は、この告示の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、設置事業に係る法令等を遵守するほか、事業区域及びその周辺の地

域の生活環境、自然環境及び景観に十分配慮するとともに、事故、公害及び災害（以下「事故等」という。）の防止に努めるとともに、地域住民及び近隣関係者（以下「地域住民等」という。）と良好な関係を保つよう努めなければならない。

- 2 事業者は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は地域住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、土地の形質の変更を最小限にとどめ、調整池、地下浸透施設等の設置その他の雨水を敷地で処理できる対策及び溝、土留め等の設置その他の土砂の流出を防止する対策をとり、事業区域及びその周辺の地域の適切な管理に努めなければならない。
- 4 事業者は、太陽光発電設備を隣接する土地との境界からできるだけ後退させ、特に道路、住宅等に隣接する箇所については、適度な離隔距離の確保に努めなければならない。
- 5 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、太陽光発電設備又はその周辺の地域における事故その他緊急を要する事態に対応できるよう、太陽光発電設備の名称、設置場所、管理者並びに所有者等の名称及び連絡先の表示を行うものとする。
- 6 事業者は、太陽光発電設備の廃止に伴い太陽光発電設備を撤去し、廃棄するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に基づく適正な処理を行うものとする。

（説明会等の開催）

**第6条** 事業者は、次条の規定による届出を行う前に、設置事業の施工内容等について、地域住民等に対する説明会を開催し、理解を得るものとする。

- 2 事業者は、前項の説明会を開催したときは、太陽光発電事業説明会結果報告書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（設置届）

**第7条** 事業者は、設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手する日の60日前（市長が認める場合は、市長の指定する期日）までに、太陽光発電設備設置（新設・変更）届出書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、協議を行うものとする。

- （1）太陽光発電事業計画書（様式第3号）
- （2）法人の場合は、法人の登記簿謄本

- (3) 位置図（縮尺2万5,000分の1以上で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの）
- (4) 見取図（縮尺2,500分の1以上で事業区域の周辺の住宅、公共施設等の状況が判別できるもの）
- (5) 太陽光発電事業実施工程表
- (6) 土地利用現況平面図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- (7) 土地利用計画平面図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- (8) 排水計画平面図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- (9) 公図の写し（事業区域及びその隣接する土地の地番、地積、所有者の住所及び氏名等を記入したもの）
- (10) 太陽光発電事業説明会結果報告書（様式第1号）
- (11) 事業区域の土地が借地の場合は、所有者（借地権を有する者を含む。）との契約書（契約前の場合は、両者による確認書）の写し
- (12) 隣接する土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者の承諾書
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 事業者は、前項の規定による届出後に設置事業の内容を変更しようとするときは、当該設置事業に係る法令等に基づく申請又は届出をする前に、太陽光発電設備設置（新設・変更）届出書（様式第2号）に前項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に提出し、協議を行うものとする。ただし、市長が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（設置事業の基準）

**第8条** 事業者は設置事業を行うに当たっては、次に定める基準に適合するようにしなければならない。

- (1) 現況地盤の勾配が30度以上ある事業区域内の土地には、太陽光発電設備を設置しないこと。
- (2) 現況地盤の勾配が30度未満の事業区域内の土地に太陽光発電設備を設置する場合は、地質等を考慮した安全な構造とすること。
- (3) 事業区域内に設置する太陽光発電設備の面積は、事業区域の面積の75パーセント以下とすること。
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林との境界から20メートル以内の区域は、事業区域から除外すること。

(5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号に規定する国定公園との境界から50メートル以内の区域は、事業区域から除外すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、設置事業に係る法令に基づく許可の基準及び技術的な基準に適合すること。

(指導)

**第9条** 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導することができる。

2 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、必要な処理を行い、処理状況報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

(協議完了の通知)

**第10条** 市長は、第7条第1項の協議が完了したときは、太陽光発電設備設置届出受理通知書（様式第5号）を事業者に交付するものとする。

(設置事業の着手又は完了の届出)

**第11条** 事業者は、設置事業に着手したときにあつては設置事業着手届（様式第6号）を、設置事業を完了したときにあつては設置事業完了届（様式第7号）を速やかに市長に届け出るものとする。

(その他)

**第12条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和4年3月31日告示第61号）

この告示は、令和4年5月1日から施行する。